

現場代理人の取扱いについて

制定	平成27年1月5日
一部改正	平成28年6月1日
一部改正	令和4年1月1日
一部改正	令和4年10月1日
一部改正	令和5年1月1日
一部改正	令和7年2月1日

諫早市工事請負契約書（以下「工事請負契約書」という。）に定める現場代理人について、次のとおり取り扱うこととします。

1 対象

諫早市が発注する工事

2 現場代理人の常駐を要しない場合

現場代理人については、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととしていたが、次のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- ⑤ 1件の工事における請負額が、4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）で、発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる場合。

3 他工事と現場代理人が兼務する場合

現場代理人は、発注者又は監督員が求めた場合、求める工事現場に速やかに向かう等の対応を行うことを条件に、以下のいずれかの場合は兼務を可能とする。

なお、現場代理人は、いずれかの現場に常駐することを原則とする。

ただし、工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人の兼務が不適当と認められる場合は兼務を取り消すものとする。

- ① 次の要件を全て満たす場合

- ・市内の公共工事（国・県等含む）において、同一の建設業者が同一の場所又は工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工する場合（工事場所が3か所以上ある場合は、全ての工事場所が、直径10km程度の円の内部に位置する場合）であること。
- ・各々の工事において、請負額が、4,500万円未満（建築一式9,000万円未満）の工事（技術者の専任が必要とされない工事）であること。
- ・兼務する工事の件数が2件までであること。ただし、すでに受注している工事の全てが市発注の公共工事である場合であって、災害復旧工事が含まれる場合は3件まで兼務できる。

② 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る）。

4 発注者への報告及び承諾

（１）２の①②④の現場施工を行わない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。

なお、作業が行われていない期間が変更になった場合は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打ち合わせ簿」等により、作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

（２）２の③の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。

なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

（３）３の①②の二以上の工事を同一の現場代理人が兼務する場合

現場代理人が兼務する場合は、現場代理人の通知前に兼務する場合の条件を付した届出書（様式1）を提出すること。

また、他発注機関（国・県等）の工事と兼務する場合は、他発注機関の承諾書の写しを添付し、兼務していることを明確にしておくこと。

- 5 現場代理人の資格要件
特別な資格は要しない。

- 6 現場代理人の途中交代
制限を設けていない。

附 則

この取扱いは、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和7年2月1日から施行する。